

住民税財産分と従業員分

2015年6月24日

[住民税財産分]

| 区分 | 財産分 |
|---------|---|
| 納税義務成立日 | 課税基準日(7月1日) |
| 納税義務者 | 毎年7月1日(課税基準日)現在、事業所の課税台帳に登載されている事業主 |
| 申告・納付期間 | 7月1日~7月31日 |
| 課税基準日 | 7月1日 |
| 課税標準 | 課税基準日現在における事業所の延べ面積 |
| 税率 | ① 事業所 ^(*) 延べ面積：1㎡当り250㏄ ② 汚染物質排出事業所 ^(*) ：1㎡当り500㏄ cf. 1㎡未満の端数は切り捨てる。 |
| 免税点 | 当該事業所の延べ面積が330㎡以下 cf. 住民税財産分の場合、事業所ごとに免税であるかどうかを判断する。 |
| 納税地 | 課税基準日現在、事業所所在地を管轄する地方公共団体 |
| 申告・納付方法 | インターネット、郵便、ファックスまたは各区役所の税務課を訪問して申告書を提出し、納付書に納付税額を記載して、事業所所在の金融機関や全国の郵便局に納付する(インターネット申告時はインターネットバンキング、クレジットカードで納付することが可能)。 |

(*1) 事業所の構成要件

- ① 人的設備と物的設備を具えること
- ② 一定の事務または事業(営利または非営利を問わず)を営むこと
- ③ 継続的に行われること
- ④ 所有登記、事業者登録をしたかどうかを問わない(賃貸の場合は賃借人基準で)

※ 事業所用建築物の範囲

① 除外対象となる延べ面積の範囲

事業用建物の延べ面積範囲から、従業員の保健、厚生、教養などに直接使用している寮、合宿所、社宅、社内食堂、医療室、博物館、科学館、美術館、退避施設、体育館、図書館、研修館、娯楽室、休憩室、兵器庫、実際稼働する汚物処理施設および公害防止施設、社内入浴施設および更衣室、社内美容室、弾薬庫などは除外する。

② 延べ面積の計算

事業所用建築物の延べ面積を計算する際、建築物または施設物を複数の事業所が共同で使用する場合には、その使用面積を事業所用建築物の延べ面積とする。しかし、使用面積の区分が明らか

でない場合には、専用面積の比率に応じて按分して建築物の延べ面積とし、建築物なしに機械装置¹⁾または貯蔵施設だけがある場合には、その施設物を事業所用建築物と見なして、その施設物の水平投影面積を事業所用建築物の延べ面積として計算する。

¹⁾ 機械装置とは、動力で動かして一定の作業をさせる道具であって、一定の場所に固定しているものと、その機械の作動に必須的な付帯施設を意味する。

(*2) 汚染物質排出事業所の範囲

1. 水質および水生生態系保全に関する法律第33条による廃水排出施設設置の許可または申告対象となる事業所であって、同法によって排出施設設置の許可を受けなかったり、申告をしなかったりした事業所
2. 水質および水生生態系保全に関する法律による排出施設設置の許可を受けた事業所であって、当該事業所に対する調査の結果、不適合判定を受けた事業所

[住民税従業員分]

| 区分 | 従業員分 |
|---------|--|
| 納税義務成立日 | 従業員 ^(*)3) に給与を支払うとき |
| 納税義務者 | 地方公共団体に事業所をおき、従業員に給与を支払う事業主 |
| 申告・納付期間 | 毎月納付する税額を翌月10日までに申告・納付する。 |
| 課税標準 | 毎月末日現在を基準にして当該月に事業主が支払ったその月の給与総額 ^(*)4) (所得税法第20条第1項の規定による勤労所得)；当該月に支払った定期給与の総額と、当該月に支払った賞与や特別手当など非定期給与の総額をプラスした金額 |
| 税率 | 従業員給与総額の1,000分の5 |
| 免税点 | 当該事業所の従業員数が50人 ^(*)5) 以下である場合 |
| 納税地 | 毎月末日現在の事業所所在地(事業所を廃業する場合には廃業する日現在の事業所所在地)を管轄する地方公共団体 |
| 申告・納付方法 | インターネット、郵便、ファックスまたは各区役所の税務課を訪問して申告書を提出し、納付書に納付税額を記載して、事業所所在の金融機関や全国の郵便局に納付する(インターネット申告時はインターネットバンキング、クレジットカードで納付することが可能)。 |

(*3) 従業員

事業所に勤務したり、事業所から給与を受け取ったりする全社員、その他の従事者

<従業員の要件>

- ① 原則として給与を支払ったかどうかとは関係ない。
- ② 事業主またはその委任を受けた者との雇用契約
- ③ 当該事業に従事する者(国外勤務者は除外)

- ④ 現役兵としての服務などの事由で事実上、当該事業所に一定期間勤務しなかった場合であっても、給与を支払う場合には従業員と見なす。
- ⑤ 外国人勤労者も含まれる。

(*4) 賞与金を含む。所得税法第22条の規定による退職所得は除外する。

給与総額は所得税法第20条第1項の規定による勤労所得を意味するので、勤労所得に含まれない退職所得は給与総額の範囲から除外される。

所得税法第12条第3号の規定による非課税対象給与は住民税従業員分の課税標準から除外される。非課税対象となる主要な給与は次のとおりである。

- ① 実費弁償的な給与：日直・宿直費、旅費、月20万ウォン以内の車両維持費
- ② 補償金と医療保険費
- ③ 生産職の特別勤務手当(150万ウォン以下の月極め給与者に限る)
- ④ 学資、被服費、僻地手当、取材手当(月20万ウォン)など

(*5) 「従業員数50人以下」とは、従業員の数ヶ月平均50人以下である場合をいう。

月平均人員の算定方法は、月平均常時雇用従業員数と、随時雇用従業員数を当該月の日数で割った平均人員をプラスした人員

$$\text{月平均人員} = (\text{当該月の常時雇用従業員数}) + (\text{当該月の随時雇用従業員の延べ人員} / \text{当該月の日数})$$

*延べ人員は、当該月の随時雇用従業員それぞれの勤務日数の合計として計算される。

※ 中小企業雇用支援のための従業員数の算定特例

中小企業基本法第2条による中小企業(「中小企業」)の事業主が従業員を追加で雇用した場合には、次の算式によって算出した金額を従業員分の課税標準から控除する。

この場合、直前事業年度の月平均従業員数が50人以下である場合には50人と見なして算出する。

$$\text{控除額} = (\text{申告月の従業員数} - \text{直前事業年度の月平均従業員数}) \times \text{月適用給与額}$$

なお、従業員数を算定するとき、次のいずれかに該当する中小企業の場合は、従業員分を最初に申告した月から1年間だけ50人を超過した人員を直前事業年度の月平均従業員数と見なす。

1. 中小企業が事業所を新設するときに50人を超過して従業員を雇用する場合
 2. 従業員分を申告した月の1年前から継続して毎月の従業員数が50人以下であった事業所が、追加雇用によってその従業員数が50人を超過する場合。
- 但し、申告した月から過去5年以内に従業員数が50人を超過して従業員分を1回以上申告・納付した事実のある事業所は除外する。